

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づき、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています。千葉銀行では、手形・小切手の電子化に向けた取組みとして下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

記

1. 自己宛小切手の発行終了

実施日：2026年3月31日（火）

実施日をもって自己宛小切手の発行申込の受付を終了します。

2. 代金取立手数料の一部改定

実施日：2026年4月1日（水）

実施日より、他行を支払地とする手形・小切手の即時入金を有料化します。

○改定前（税込）

区分	即時入金	即時入金しない
電子交換	無料	880円
個別取立	1,100円	

○改定後（税込）

区分	支払地	即時入金	即時入金しない
電子交換	当行	無料	880円
	他行	880円	
個別取立	—	1,100円	

3. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：2026年9月30日（水）

最終振出期限期限を超過して振り出された手形・小切手は決済されなくなります。

未使用の手形・小切手については、一定の条件を満たすものはご希望に応じ買戻しを行う予定です。詳細については、後日当行ホームページにてご案内します。

4. 他行を支払地とする手形・小切手の入金扱いの受付終了

実施日：2026年9月30日（水）

実施日をもって他行を支払地とする手形・小切手について、店頭入金扱いの受付を終了します。

※2026年10月1日以降に手形・小切手を受け取られた場合、振出銀行や振出人等に決済方法を相談いただく必要がございます。

手形・小切手の電子化は、手続きの簡素化、紛失・盗難リスクの回避、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。この度の取組みは、2026年度末の手形・小切手の全面的な電子化に向けて、金融界・産業界が連携して進めている取組みの一環であるため、お客さまのご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

【ご参考：千葉銀行の提供するサービスについて】

千葉銀行では、手形・小切手に代わる決済方法として、「でんさい」のご利用を推奨しております。

「でんさい」のご利用に際し、千葉銀行では『インターネット EB サービス<Web-EB>』をご用意しておりますので、この機会にぜひ導入をご検討ください。

○ インターネット EB サービス<Web-EB>

https://www.chibabank.co.jp/hojin/services/web_eb/webeb_about/webeb_outline